高知県森林審議会議事録

1. 日 時

平成28年12月26日(金) 13:30~15:30

2. 会 場

高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階「藤」

3. 出席者

(1) 審議会委員

アウテンボーガルト千賀子 森林インストラクター

内田 洋子 特定非営利活動法人 環境の杜こうち

大山 誠一郎 四国森林管理局長

岡本 巧 土佐林業クラブ 副会長

小川 康夫 (社) 高知県木材協会 会長

片岡 桂子 森林ボランティア

川田 勲 高知大学名誉教授

宗﨑 光世 林材業労働災害防止協会高知県支部 事務局長

堀 洋子 建築士会女性部会幹事

松本美香高知大学自然科学系農学部門講師

山﨑 行雄 森林組合連合会 理事

(2) 高 知 県

田所 実 林業振興・環境部長

上岡 啓二 林業環境政策課長

塚本 愛子 森づくり推進課長

櫻井 祥一 木材増産推進課長

小原 忠 木材産業振興課長

久川 眞一郎 木材産業振興課企画監

松嶌 誠 治山林道課長

岩原 暢之 森づくり推進課 課長補佐

工藤 俊哉 森づくり推進課 チーフ (森林計画担当)

山﨑 洋 治山林道課 チーフ (林地保全担当)

4. 会 議

(司 会)

審議会委員12名の内11名の出席を得て、本会議が成立している旨を報告。

なお、議長は高知県森林審議会規則第3条第3項に基づき会長が務める旨を説明。

[議事]

川田会長が議長となる。

委員紹介、県職員紹介。

-議長挨拶-

皆さんこんにちは。本日の議長を務めさせて頂きます川田と申します。どうかよろしくお願いします。一言ご挨拶をさせて頂きます。全国的に森林資源が成熟しているという状況の中で、こういった資源を求めて、多様な加工資本なりが進出してきているという現状にあろうかと思います。そういう中で、先ほど部長よりお話がございましたけれども、国土基盤の強化が行われ、需要の拡大が進んでいるという状況になっております。特に注目されますのが、木質バイオマス発電等の成立・展開でありまして、こういった新たな需要の台頭が、木材の需給構造に大きく影響を与えてきているのではないかと考えております。木材需要の低質化という方向が一つ進んでおりますし、一方大型の製材工場等の台頭によりまして、需要の大型化が進んでおりますけれども、この価格体系というものは、価格の低迷ということまで固定化しているというような状況が、今起こっているのではないかという気がするわけです。需要が増えれば、当然価格は高騰するというのが、一般的な考え

方でありますけれど、こういった木質バイオマスは確かに低質材の価格の底上げの役割を果たしておりますけれど、一方でこの需要の拡大というのが、価格全体を引き下げているというような問題もはらんでいるということでございまして、素材生産の拡大を進めるという意味において、需要が伸びたという意味では、大きな意味があるんですけれども、一方ではなかなか担い手の問題も含めまして、素材生産の拡大はなかなか厳しさを増しているという面があります。

そうは言いましても、こういった確実に需要が増大しているということに、何らかの形で資源が答えていかなければならないということで、これからは、いろいろな取り組み等が、行政に求められるという状況だと思います。この地域森林計画は、そうした各地域地域の、いわゆる木材市場等をめぐる状況に森林資源供給として、どういうふうに対応していくのかということを、長期的な視点から計画を立てるという役割があるわけですので、これを皆様方に本日ご審議していただきまして、忌憚のないご意見を頂きながら、将来に向けての対応できる形の計画にして頂きたいと、こういうふうに考えております。

本日は、四万十川地域の計画の樹立がベースになります。四万十川地域の資源をめぐって、伐採、あるいは造林、さらに保育・保安といったものが、この計画の樹立の中に組み込まれておりますので、皆様方の立場からご意見を頂ければと考えております。どうか、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせて頂きますけれども、本審議会は、「審議会等の会議の公開に関する指針」により公開となっておりまして、議事録につきましても、後日ホームページ等の掲載によって、公開されるということになりますので、どうかご発言等につきましては、よろしくお願いいたします。まず、本日の会議の議事録署名委員の選出をお願いしたいと思いますが、慣例によりまして、議長に一任させてもらって宜しいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。ご異議が無いようですので、私の方から指名させて頂きたいと思います。

- -議事録署名委員選出- (宗﨑委員、山﨑委員)
- 諮問文朗読(森づくり推進課長)-

-議事の説明(森林計画担当チーフ)-

- (1) 四万十川地域森林計画について(案)
- (2) 安芸地域森林計画の変更について(案)
- (3) 高知地域森林計画の変更について (案)
- (4) 嶺北仁淀地域森林計画の変更について(案)

(議長)

只今、事務局のほうから説明を頂きました。この説明内容につきまして、ご意見ご質問等がございましたら、皆様方積極的にご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(小川委員)

大変ご丁寧な説明で、よく分かったんですけれども、基本的なことについて、説明になかった点について何点かお尋ねしたいと思います。数的なものについて、おおよその概略的な話をしていただければいい訳で、もしここでお答えできないことがあれば、後ほど教えて頂ければ結構です。一点目は「伐期齢」です。先日、安芸地区の国有林の計画の懇談会がありまして、来年度編成で一年かけて計画を作るようでございますが、その際も話題に出たことでございますが、齢級別の植栽面積、造林面積に大きな凹凸があると。戦後植えられた造林地が多いということで、8齢級以上の人工林がほとんどだということで、標準伐期齢からいきますと、収穫最多の伐期齢でスギが35年、ヒノキが45年というふうになっているわけでして、これからいきますと、全部伐期齢を超えている山がほとんどということになるわけですが、経済的な材価の問題、いろいろな問題、それから当然のことながら、保続計算もされているわけでしょうから、収穫の平準化ということを図らなければならないわけですので、将来当然伐期齢からいけば、今切って良い山ですけれど、材価の問題もあるし、そういうことで切り延ばしをして、間伐というか択伐というか、続けて将来皆伐するという計画だろうと思うのですが、私ども木材を利用する立場からいきますと、当然柱適材みたいなものは非常に値段が高く、中丸太になると、だいぶ安くなるとい

うふうなこともございますので、将来的に材の利用状況として大径材生産をめざしていかれるのか、その時伐期齢は森林所有者の意志でもって、切る時の林齢が伐採する時の林齢になるということになるのか、それとも、政策的に5年後、10年後にはこうしていくということで、ある程度そういった木材の供給ということも含めて、小径材・中径材・大径材、そういった生産・木材の利用ということを考えた上で、切り延ばしということもやっておられるのかどうか、そこらあたりの基本的なお考えをお伺いしたいという事が1点です。

2点目は産業振興計画との関係ですが、昨年度は72万㎡予定していて、実際は59万2千㎡の素材の供給ということになったようですが、今年は73万5千㎡ときいておりますが、将来的には78万㎡・90万㎡と供給量を産業振興計画との関係では増やしていくことになっているわけでして、十分素材生産ができる計画になっているのかどうかということを2点目にお伺いしたいと思います。

3点目につきましては、国有林の安芸地区計画区では90%近くが人工林でして、四国森林管理局としては、尾根沿いとか、沢沿いとか国土保全上重要なところについては、人工林から天然林に誘導していくと、そういった技術開発も早急に行いたいという話があったのですが、国有林と違って所有者が個人、あるいは会社有ですので、なかなかそこのところでは、政策的に誘導していくことも難しいと思うのですが基本的な考え方として、森林所有者の理解を得ながら、尾根沿いの標高の高い所の人工林は天然林に変えていくとか、あるいは沢沿いの急斜地で崩れやすい所は、天然林に変えていくとか、そういう政策誘導的なお考えがこの計画の中に入っているのかどうか、その点をお聞かせ願いたいです。

4点目は林道計画ですが、どんなこういう会議に出ても、伐採する素材生産の方々、あるいは森林所有者の方々は、材価が安いので道路がないと赤字になると、だから切れないんだと、何とか道路を付けて欲しいんだという切実な声を聞くわけですが、これから素材生産量、産業振興計画に基づいて、飛躍的に増大していくとなると、道路計画というもの、道路を開設していくということが、大きな課題になる訳ですが、残念ながら資料によりますと、四万十計画区では、開設が計画に対して31%、拡張が30%ということで、残念な結果になっています。県ご当局も努力されておられるのでしょうが、国の公共事業削減ということで、林道の延長が思うように伸びなかったということだと、十分理解をしておる

わけですが、今回80kmを超える計画を立てておられるということで、ここらあたり、大変難しい問題でしょうが、基本的に計画段階で実行可能な量という事で計画されたのかどうか、何としても道路網を充実していただくと、その事が森林施業の基本になりますし、将来的に素材増産ということの大きな条件ですので、そこらあたりのお考えをお聞かせいただきたい。以上4点につきまして、簡単で結構ですので、基本的な計画樹立にあたってのお考えをお聞かせいただきたいと思います。以上でございます。

(議 長)

どうもありがとうございました。

それでは、ご質問頂いたことにつきまして、それぞれの分野の方々がいらっしゃると思いますので、1から4まではっきりした明確な質問を頂きましたので、それぞれの立場でご説明頂けますでしょうか。

(森づくり推進課長)

それでは、私の方から、1点目から3点目について回答させて頂きます。まず、1点目の木材の利用を考えた伐期齢の考え方でございます。さきほども、担当の方からご説明させて頂きましたように、地域森林計画の中で樹種ごとに標準伐期齢が決められています。ただ、先ほど小川委員からも話がありましたように、どのような山を仕立てていくのかにつきましては、森林所有者のそれぞれの考え方があるところではございますが、現状では林齢構成に偏りがあり、平準化させていくことが、課題があるという認識を持っております。そのため林道が整備され再造林もできる、そのような場所については皆伐も進めていく、そして皆伐した後に必ず植えていくというような、皆伐と再造林をセットにした森林を整備をしていかなければならないと考えており、再造林の指針なども作成して普及に努めている所でございます。

次に、2点目の産業振興計画とこの地域森林計画の伐採量の考え方でございますが、全国森林計画から高知県に、それぞれ伐採量の割当がございます。それは15年間の計画でございまして、産業振興計画は10年間の計画でございますので、10年間の産業振興計画に合わせまして、残りの部分につきまして産業振興計画の期間の後の5年間で調整して、

産業振興計画と全国森林計画の割り当て伐採量の整合性を図っているところでございます。 3点目の国有林におけるそれぞれの森林のどういう形に仕立てていくかというゾーニングの考え方でございますが、民有林の場合は地域森林計画において、例えば四万十川計画区でございましたら、6ページの3「計画樹立に当たっての基本的な考え方」というところがございますが、ここに、それぞれの機能別にどのような山を育てていくかいう基本的な考え方を記載しています。あわせて、尾根部分でございますとか崩壊等でございますとか、そういうような心配のあるところにつきましては、保安林制度というようなものもございまして、一定施業にも制限をかけて、森林の整備を進めているところでございます。 4点目につきましては、担当課長の方からご説明をさせて頂きます。

(治山林道課長)

治山林道課長の松嶌と申します。林道の関係についてご説明をさせて頂きます。委員のおっしゃるように確かに林道の実効率というのは非常に低いことがございます。実際、全県で見ますと、大体10km程度の林道を毎年開設しておりますけど、確かに一時期に比べると、予算と事業量が減ったので、開設延長も確かに減っています。また近年、割と林道よりも作業道の方にウエイトがシフトしたということで、そういったこともまた減っている原因だとは思います。あとですね、市町村からの要望につきまして、そのまま掲載しているという計画もありますので、どちらかというと、その熟度の違いといいますか、単に要望だけ、それから数年のうちに予算措置をしていくといったものが一緒になって計画になってございますので、その分実行率が低くなるという気はいたします。ただ、これから増産に向けて林道が非常に重要でございますので、あらためて林道、専用道、それから作業道合わせまして、又、搬出方法と一緒に考えていきたいと思っていますので、できるだけ少ない予算で効率の上がるようなことを考えていきたいと思います。

(議 長)

よろしいですか。よろしいですね。他に何かご意見はございますか。はい、堀委員さん、 どうぞ。

(堀委員)

森林計画ということで、高知の山全体のこととして捉えてお聞きしたいんですけど、保安林制度、及び治山事業に対する計画を一部載せてあるんですが、南海地震ですね。普段、建築をやっているもので、急傾斜地にお家を建てたりする方も、山の方も求めていかれる方が結構多いんですね。それで、南海地震で海、津波など海側の話はよく出てくるんですけれど、防潮林等々、過去においてですね、山の崩壊地及び、水かん養のためのダムの崩壊等々がかつて無かったかどうか、それから、今度来るとされる東南海地震に向けてですね、治山事業で崩壊しそうなところの山の施業等々を防災関係と一体になって、取り組んで頂けるのかどうか、そのことについて森林計画では、どのように考えていらっしゃるか、ちょっとお聞かせできますでしょうか。

(議 長)

よろしいですか。お願いします。

(治山林道課長)

森林計画制度では、多分事細かいところまでは、登載はされてないのではないかと思うのですけれど、地震対策につきましては、ある程度構造物につきましては、地震に対する計算というものは、大きなものについては実際にやるようになっていて設定させて頂いておりますし、津波に対するという事で県の治山の方でも、海岸の方にかなりの防潮堤を持っておりますので、津波が来た時にすぐに避難できるように、陸閘といって入口があるんですけれど、それを常時閉鎖していく事業もやっています。あと、急傾は土木部の方と管轄エリアは分かれてくるんですけれど、そういった関係については、ハザードマップを作ったり、住民にも周知して避難の訓練をするとか、そういった取り組みは日頃からやっておりますし、ある程度、森林と土木が連携して、どういったところに、どういったものがあるかというのは、各自確認するようなことはしております。

(議 長)

よろしいですか。

(堀委員)

昭和の南海地震の時ですね、地震は冲であったんですけれども、内陸の方まで影響があって、この山が地滑りしたよという話が、一つも今、私の耳でも聞いてないですし、私が知識不足だったのかもしれませんが、地震による影響で山の崩壊、地滑り等々は過去にあったかどうかですね、もしあるんであれば、それに対しても対応が必要ではないかと思うんですけれど、内陸の方は影響無いよというのであれば、従来どおりの集中豪雨などの治山事業で、賄える範囲でいいいと思うのですけど、ちょっと過去の事例等々で、もしお分かりになれば、お聞かせいただけますでしょうか。

(治山林道課長)

手元に資料は無いんですけれども、東北の地震であったり、熊本の地震であっても、ある程度土質にもよると思うんですけども、特に熊本では火山灰が多くて表層の地滑りみたいな恰好になっていると思うんですけれど、実際過去の例で高知県内で地震によって地滑りがあったりというのは、手元に資料がありませんし、また後で調べてみたいと思います。 それに、対策について、ある程度出来ることがあれば、事前にやるというのは手だとは思いますけれど、調べてみないと分からないというのが実状です。

(議 長)

よろしいですかね。

(堀委員)

もし、事例があったりして取り組めることができるのであれば、山地に住まわれている 方もいらっしゃいますので、よろしくお願いします。

(議 長)

どうもありがとうございました。他にどなたかご意見、ご質問ありますでしょうか。は い、片岡委員。

(片岡委員)

新規項目で追加された鳥獣害の防止に関する事項ですけれども、この森林計画に含まれることによって、今後県としてどういうふうに状況というか対策が変わっていくとか、具体的な例があれば教えて下さい。

(森づくり推進課長)

今回鳥獣害の防止区域をこのような形で搭載をするようになりましたが、詳細につきましては、「市町村森林整備計画」の方でエリアが区分されることになります。そういう箇所に編入された場合、皆伐後の再造林時に、鳥獣害を防止するような柵をつくるとかというような対策を取って頂くことになろうかと思います。尚、詳細については「市町村森林整備計画」で規定することとなっています。

(議 長)

他にはございませんか。私の方から1点だけ資料の関係でお尋ねします。皆さんお手元の26ページの表ですが、3番目の「人工造林及び天然更新別の造林面積」ということで、この10年間の期間に人工林が1,160haと、それから天然更新が3,114haという数量が出ておるんですが、12ページの(3)の「計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等」ということで、この10年間で、育成単層林、これは人工林とみていいと思うんですけれども、この面積が丁度1,160ha減少という数字になるわけですね。この10年間で減少した分だけ、天然生林の方に1,160ha増えるという形になっているわけですが、これは、私はちょっと理解しにくいんで、1,160haというのは人工林ですから、むしろここでいえば、天然更新が育成単層林から3,000ha位減っていって、天然生林がむしろ増えていくという、逆の数字じゃないかという気がするんですけれど、これでいいんでしょうか。

(森づくり振興課長)

26ページをご覧になって頂きたいと思います、ここの3番目の「人工造林及び天然更

新別の造林面積」の考え方でございます。この人工造林につきましては、人工造林を皆伐した場合、50%については、再造林ということで、スギやヒノキなどを植林して頂く、残りの50%につきましては、人工造林ではなく、天然更新をして頂くという考え方でございまして、この1,160haが、50%に当たるものでございます。この天然更新につきましては、先程、申しました人工造林の皆伐の半分、再造林をしない部分がこちらに入りまして、あと天然林の皆伐も全てこちらに算入しています。ですから、12ページの1,160haが減るというのは、このような理由でこの数字になっています。

(議 長)

整合性があるわけですね。

(森づくり推進課長)

はい、そうです。

(議 長)

わかりました。どうもありがとうございました。どう理解していいのかなというのが、 この12ページの表との整合性の関係で私の方が理解できなかったです。

(森づくり推進課長)

申し訳ございません。事前にもう少し丁寧にご説明をさせて頂きます。

(議 長)

いえいえ、ただですね。主伐面積がこの26ページの1の中で1,266千㎡となっています。これをヘクタールあたり面積に換算しますと3,165 ha、ヘクタール当たり400㎡の伐採量があるというふうに計算しますと、3,165 haの数字になるので、これ位切るんじゃないかという感じがしたものですから。ところが、これを逆に計算すると、皆伐290㎡位で計算しているのではないかという気がしますけれども。主伐面積、主伐材積から計算しますとやはり、3,000 ha近くは切るという計算上はなっているんじゃな

いかという気がしたものですから、そのへん疑問を感じたんですがわかりますかね。

((森づくり推進課長)

26ページの1のところの伐採立木材積でございますが、材積と出ておりますが、これを面積に換算したのが3でございます。スギの場合はヘクタール当たり625㎡、ヒノキにつきましてはヘクタール当たり467㎡という材積でスギ・ヒノキの比率によりまして、ここの主伐面積を換算しておりますので、単純にヘクタールあたり600㎡という計算にはなってはございません。そのため、樹種別で割り戻しますと、2,320ha伐採する、そのような形になっています。

(議 長)

他に何かご意見は。はい、どうぞ。

(アウテンボーガルト委員)

木材利用のことで、少しお伺いしたいと思います。先程から産業振興計画も出てきていますけれども、生産された原木を大型で流通できるようになったというお話をお聞きしました。もう一つは需要の大型化は進んだけれども、低質化というお話もありました。あと、木材を利用する立場からしたら、そのヒノキの柱が大変貴重だということと、今年、「土佐派の家」で純粋に昔ながらの日本建築でお家を建てた所と少し関わって、見せてもらったんですけれども、一人の林業家の方が自分で伐り出した材を自然乾燥させて、それを完璧なまでに純粋な形で、日本建築に仕上げた様子を見たんですけど、それが建築された場所が新しい団地で、そこを見学に行ったら99%が木造を感じない建築物に囲まれて、ただその1件だけが、木造建築という印象を受けたんです。産業振興計画で大型化の需要をどんどん進めてらっしゃる一方、大事な適齢期になった木ですら切捨てされてしまっている状況とかお聞きしていて、高知県内で建てられる新築のお家というのは、ほとんどが木造建築でない状況なのではないかと感じているんですけれども、そこのところどんどん使われているのは、いいと思うんですけれども、個人の住宅でも、木造建築の推進なさっている県産材を使うと補助が出るとかあると思うんですけれども、もう少し推進というか、森林

率84%の県民としては、木造建築がたくさんあるというふうな理想があるのではないかと私は考えているんですけれども、何かそういった手立てというのを、この森林計画とはちょっと違うのかもしれないですけれども、産業振興計画にも大型化だけではなく、個人のお家も木造建築を推進していくようなことが盛り込めているのかどうか、わからないんですけれども、その辺よろしくお願いします。

(木材産業振興課長)

木材産業振興課の小原です。よろしくお願いします。質問ありがとうございます。住宅 にもですね、委員さんがご覧になったすごく木が表面に出ている木造らしいものもあれば、 今、クロスみたいなもので隠れてしまっているような住宅もあるかと思います。一つは、 木が見える格好であった方が、折角、特に高齢級の製材を使われているので、木が見えた 格好で使われるという方向性とですね、もう一つはコストですね、ある程度値段が安かっ たりですとか、その両面の方向があると思います。県の方ではですね、両方とも大事と思 っていますし、一つはコストを安く出していく面、それと今特にですね、品質の面が言わ れていますので乾燥材、建てたものが狂わないという面、そういった木の良さを知って頂 く為の見えて使う、色々使える、これは施主さんにより、好みもありますし価格面とかい うこともあります。県では、乾燥材を70%使った家については、住宅の支援をさせて頂い て、県産材の推進ということを行っています。それから、住宅以外ですね、たとえば事務 所とか、今まで木を使われていないところもありますので、そういったところについても 木を使って頂きたいと思います。一つは、CLTみたいなものもその一つであり、最近県 内で開発された、SWPという新しい材料も使われていますので、そういったものも、今 まで木を使われていない部分への使用も必要かなと思います。需要としては、ちょっと、 前後しますけれども、折角県内の資源を活かすとなりますと、一つはですね、大きく今ま で繰り返しになりますけれど、木をあまり使われてないところに木を使って頂くというの が一つ、もう一つはこれまで外材を使われている部分を、国産材に変えるということです。 それから将来的になってきますけれども、人口がだんだん減ってきますので、輸出をして いくという分野が、木材需要の一つかと思います。住宅については、今まで木を使ってい る部分に対してどうやって品質を高めていくかという部分と、今コストを安くしている部 分と、それと皆さんが木の良さを知っていく、こういう部分の観点を住宅づくりに支援していくことが必要と思っています。

(議長)

よろしいですかね。時間が大分迫ってきておりますので、簡単に御願いします。

(堀委員)

今、県産材の住宅の木材利用というお話が出ましたので、この場を借りて話を聞きたい んですが、我々一緒にやっている仲間の工務店さんに、この前県産材利用についてのアン ケートが回ってきて、ひょっとしてこれは削減方向にあるのではないかというような話が 出ております。これが国からの補助金がカットされる云々でそういう方向を模索されてい るのかなとは憶測ですが思いました。やっと県産材利用で家を建てるっていうところが、 皆さんの意識の中で環境に留意するという点で、使おうかなという方向で各工務店さんも 県産材を利用して補助金を頂いて、利用して住宅を建てるという方向がやっと出てきたか なと思うような方向にあります。大きな流通で言えばCLTとか、そういう大量に出すの は、高知県産材がもっとも利用度が高くなる、大量にはけるというところにあるんでしょ うが、今委員さんも言われたように、やっぱり高知県内で、高知県産材で建てた「土佐派 の家」だけじゃないですけれど、いわゆる木造住宅が無くなっていく傾向にあるというの は、すごく寂しいことなので、まだまだやっぱり、県産材利用の補助金等は、しばらく続 けて頂かなくては、折角灯りかけた火が消えるようなことになります。まして今ちょっと 経済が低迷していますので、補助金があってやっと、じゃあ県産材使おうかっていう意識 を持たれる方が徐々に増えてきております。だから、そこを何とか続けて頂きたいと思い ます。その点、ひょっとして削減方向にあるのでしょうか。

(議 長)

その辺お答えと今後の方向をお願いできますでしょうか。

(木材産業振興課長)

来年度の予算要求が新聞等で公表の時期になっていますけれども、来年の要求段階としましては、同じように木造住宅の支援につきましては、額は少し違うかもしれませんけれども、といってそんなに落としているわけではなくて、同額に近いような額では予算要求をさせて頂いております。今の段階では、しっかりと木造住宅をやっていきたいというふうに部としては考えておりますが、県全体の財政の中でどうなるかということがありますが、部としてはしっかり取り組んでいきたいということだけ申しておきます。

(議長)

他に報告事項等もございますし、皆さん全員にご発言頂ければいいんですけれど、時間的にちょっと無理かと思いますので、これだけは言っておきたいという委員の皆様がいらっしゃいましたら、この場でお願いします、最後にどなたでも結構です。はい、どうぞ。松本委員さん。

(松本委員)

最後に簡単にお話しさせて頂きます。今、低質化とか、大規模加工とか流通とかの中で、 林業の方が苦しいということでしたけれども、その中でやっぱり高知の災害率が高まって いるという状況もあろうかと思います。そういった中で、長伐期という形で最近ずっと進 んできているんですけれども、長伐期イコール被災率が高いという状況になっている中で やはり災害ということを前提として長伐期ができるところ、できないところということを 皆さん考えるようになられているようです。そういった中で、やはりバイオマスの設備の 整う中で、短伐期、超短伐期でそちらへの供給を目指すとか、既存の50年・60年伐期 の中伐期あたりで建材供給をしていく、そしてまた、長伐期ヒノキの大径材の話もありま したけれども、そういった良質材生産を目指すというこの三つの部分を同時並行として回 されていこうとされている森林経営者の方が出てきているように思うんですけれども、そ ういった中で、先程の伐期齢の話でいくと、スギ・ヒノキ・マツで、その他針葉樹なんで すけれども、まあこれがどうあるかというよりは、その他針葉樹が40年というのが長く て、短伐期・超短伐期でユーカリだとか、コウヨウザンとかですね、新しい樹種をチャレ ンジしようという方々の、ちょっと意欲というか、そういったところを妨げているように 感じる部分が少しあります。 1 4ページの人工造林の対象樹種に関する指針もスギ・ヒノキ・クヌギ・マツ類で止まっていて、天然更新であれば、そこでアカマツ、クヌギ、ナラ類等というのがですね、等が付く・付かないというのを市町村の方で、決定される項目ではあるんですけれども、県も意向を慮って、限定して決められているというのもございますので、そういった形で新しいチャレンジをされる方の道を開けるような言い回しを是非お願いしたいと思います。あともう一点ですけれども、23ページの「保安林の認識不足による転用問題」というのは、時々ニュースで騒がれたりすることもあるんですけれども、これは単に所有者が理解しているというのが非常に大事なので、パンフレット等の活用等によりというのは、非常に限定された相手に対してしっかりとした伝達をするというのを前提に考えて頂きたいと思います。他にもあるんですけれど、今回はこれで。ありがとうございました。

(議 長)

はい、ありがとうございました。事務局の方からご発言、何か返事を頂く必要はありま すか。はい、どうぞ。

(森づくり推進課長)

事務局でございます。貴重なご意見ありがとうございました。14ページの伐期の記載でございますけれども、2の(1)「人工造林に関する指針」のアの2段落目に書いてございますけれども、対象樹種はスギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類を主体とするということでございまして、主体とするということは、そうではないものもあるということですので、委員からご指摘がありました色々なものにチャレンジをしたいというような方のニーズにも対応出来るような言い回しになっているのではないかと思います。委員からのご指摘は対象樹種の記載の後に等をつけるとか、広く読めるような形の表記が必要ではないかということかと思いますが、市町村森林整備計画の方でより具体的な内容を決めていくこととなっており、森林整備計画の樹立にあたっては、県から意見を聞くことになっています。このような機会に、県からの意見として、委員からご指摘のありました点を出していくことも可能かと思いますので、そのような形で対応させていただければと思います。この計画

書の中では、主体とするという記述で、意味を咀嚼して頂ければということでお願いできればと思います。

(岡本委員)

短伐期でユーカリ、コウョウザンとか植えるとしても、補助金が無いんです。植え付け の。だからスギ・ヒノキ・マツ類になってくる。それを補助金を付けて頂いたら、やって みたいという人が出るかもしれないですね。結構 1 ヘクタールで 8 0 万とか 9 0 万いりま すので。

(議 長)

まだまだご質問、あるいは議論をして頂きたい項目、内容等もあろうかと思いますけれ ども、時間の関係もありますので、このへんで少し休憩を取らして頂きまして、皆様方か らご審議いただいた内容等について、事務局と纏めていきたいと思いますので、約10分 小休止にしたいと思います。

一小休止一

(議 長)

それでは、正会に復帰したいと思います。皆様のお手元にございます答申(案)につきまして、事務局から朗読して頂きたいと思います。宜しくお願いします。

(森づくり推進課長)

一答申(案)を朗読—

(議 長)

この内容でよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議 長)

皆さん異議がないようでございますので、この通り答申することにしたいと思います。

(議 長)

それでは続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告案件につきまして、事務局の方から説明をして頂きたいと思います。よろしくお願いします。

(治山林道課長)

-森林審議会の審議を要しない、林地開発許可事案及び保安林解除事案の内容を説明ー

(議 長)

はい、どうもありがとうございました。以上の報告につきまして、何かご意見ご質問等 ございますでしょうか。ございませんでしょうか。はい、ありがとうございました。それ では、全体を通じまして、皆様方、先程の審議の過程では十分話が出来なかったというこ とで、是非本日の会で言っておきたいという事がございましたら、ご意見いただきたいと 思います。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(宗﨑委員)

冒頭のご挨拶で田所部長さんが触れられました、林業の担い手のことについて、少し情報提供みたいな形で報告させて頂きたいと思います。私ども11月に林業で振動工具を使用される方の特殊健康診断というのを実施しております。診断いただく先生は、国立高知病院の整形外科の先生ですけれども、高知県で20年来林業に従事される方の振動障害について診られてきた先生です。最近、林業従事者の方がすごく若返ったという事で、びっくりされておりまして、私もちょっと興味がありましたので、10年前、それから5年前同じように振動障害の健診を受診して頂いた方の平均年齢ついて調べてみました。その結果なんですけれども、平成18年、845人の方に受診を頂きまして、当時は平均年齢4

8.6歳でした。それから5年後、平成23年が863人の方に受けて頂いて、平均年齢 が46.3歳です。今年は806人の方に受けて頂いて、平均年齢が、45.5歳という ことで、この10年間で3歳ほど平均年齢が若くなっておりました。これは、森林組合、 それからそれ以外の林業事業体ともほぼ同じ数でしたので、平均年齢が下がるという事は つまり、それだけ若い方が林業の現場に多く入ってきている結果であると思いますし、緑 の雇用対策の事業なんかが一定の効果を上げているのではないかと思った次第です。それ から、林業の現場に雇用されて2年未満の方について、林業の仕事に就かれた切っ掛けと いうのを聞いてみました。皆さんですね、特に仕事が決まっていない時に、同級生ですと か先輩、知人に誘われてという方が非常に多かったんですけれども、又友達のお父さんや おじいさんが林業会社の社長をされているということで、直接声をかけられたというケー スもありました。ただ中にはですね、どうしても高知県で林業をやりたいということで、 県外企業に勤めていたけれども、それも辞めて、高知県にⅠターン・Uターンで帰ってこ られて、林業の仕事に就かれたという方もおりまして、その方たちはですね、本当に林業 がやりたかったので、今仕事は大変だけれども、すごくやりがいがありますというふうに おっしゃっていました。実は高知県では、林業で平成26年の10月、それから、製材業 の方で同じく平成26年の12月に死亡災害というのが発生しております。その後ですね、 今年の10月まで林業で死亡災害というのは、起きていなかったんですけれども、11月 に安芸の管内の方で、フォークリフトが原因の死亡災害というのが発生をいたしました。 元々林業というのは災害の発生率が凄く高い業種というのが言われておりまして、中でも ですね、やはり死亡災害なんかが起こりますと、本人が林業の仕事に就きたいんだという ふうにおっしゃっても、周りの家族の方ですとか、友人や恋人なんかからそんな危ない仕 事は止めておいた方がいいよと言われて、断念される方もおいでるんじゃないかと思いま す。林業の担い手の方を増やしていくためにはですね、まず林業が安全な職場となっても らう事、それからきつい仕事ですので、その労働の内容に見合ったような収入が確保でき るという事になっていって頂きたいと思いますし、そのためには、県に対しても林業の事 業体に、こういった事が実現できるような有効な施策ですとか、バックアップなんかも是 非お願いしたいというふうに思います。以上です。

(議 長)

貴重なご意見を頂きました。林業労働者の年齢が若返っているということ、非常に良いことだと思います。そういう安全な職場をいかに作っていくかという非常に行政的な課題でもありますし、事業体にとっても大きな課題だと思います。担い手が確保できれば、資源は成熟しつつ有りますし、需要はどんどん増えているわけですから、生産をどんどん増やしていく。可能性は十分ある訳です。しかし、まだまだ実際にそういった生産量を増やしていくためにはですね、乗り越えていかなければならない課題もいっぱいあろうかと思いますけれども、お互い協力し合いながら、助け合いながら、連携を取りながらやっていくということが、これから重要じゃないかと思います。どうもありがとうございます。

皆さん方の意見も出尽くしたと思いますので、本日の議事は以上で終了させて頂きたい と思います。皆さん、どうもご協力ありがとうございました。

(司 会)

川田会長様、長時間にわたる議事の進行誠にありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見、ご提言を頂きまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、高知県森林審議会を終了させて頂きます。どうもありがとうございました。

-閉会-